

**令和 6 年度「地域企業未来力創出コーディネート事業」
企画・運營業務の委託に関する提案募集要項**

1 業務の名称

令和 6 年度「地域企業未来力創出コーディネート事業」企画・運營業務

2 業務の目的及び募集趣旨

本市が平成 28 年度に創設した「京都市中小企業未来力会議」（現：京都市地域企業未来力会議。以下「未来力会議」という。）では、意欲ある若手・中堅経営者が核となり、伝統産業から先端産業、サービス業など幅広い業種の垣根を越えて、企業間連携による新たなビジネスの創出を目指した行動とともに、「現場の声」を反映した実効性ある振興策を検討・推進している。

このような中、平成 30 年 9 月の未来力会議において、企業規模に関わらず、地域と共に継承・発展する「地域企業」の理念を掲げた「京都・地域企業宣言」が発表された。

本市では、宣言の理念に賛同し、「京都市地域企業の持続的発展の推進に関する条例」を平成 31 年 4 月に施行し、地域と共に継承・発展する地域企業の持つ様々なアイデアの実現に向け、幅広い知見を持つコーディネーターによる助言、相談会の開催、企業間マッチング等を行い、新事業創出等を支援する。

これらの事業の効率的かつ効果的な遂行のため、企画・運營業務を委託する。

委託先選定に当たっては、業務の趣旨を十分理解するとともに、円滑かつ迅速な手配、また、急な予定変更に対応できる体制、企画や広報に関し、優れた能力を有していることが必要であることから、総合的に能力を審査するプロポーザル方式により委託先を選定する。

3 委託業務の内容、委託期間及び委託金額の上限

仕様書のとおり

4 応募資格

以下の条件を全て満たしている者

- (1) 京都市競争入札等取扱要綱第 29 条第 1 項の規定に基づく、競争入札参加停止処分を受けていないこと。
- (2) 審議会等（官民間問わず。特定のテーマについての議論等を行い、一定の方針を定めるために構成される会議体等を指す。）の企画・運営の実績がある事業者で、かつ実績がある担当者を従事させることができること。
- (3) ビジネスアイデアを具体化するための支援実績がある事業者で、かつ実績がある担当者を従事させることができること。
- (4) 代表者、役員又はその使用人が刑法第 96 条の 6 又は第 198 条に違反する容疑があったとして逮捕もしくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から 2 年を経過しない者でないこと。
- (5) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (6) 法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。
- (7) 国税及び地方税並びに水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。

- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (9) 団体又はその代表者が指定暴力団の構成員でないことのほか、受託者としてふさわしくない者でないこと。

5 応募書類の提出

(1) 提出書類

- ア 応募申請書（様式1） 1部
- イ 提案書（様式自由） 4部
- ウ 業務実績一覧（様式2） 4部
- エ 見積書 4部
- オ 会社概要（団体の概要、活動内容、活動実績などが分かる資料） 4部
- カ 誓約書（様式3） 1部 ※本市の競争入札参加有資格者は提出不要

(2) 提出期限

令和6年4月15日（月）まで

(3) 提出方法

持参又は郵送によるものとする。

ただし、郵送の場合は必着、持参の場合は午後5時までとする。

(4) 仕様書等に対する質問期限及び回答

ア 質問期限

令和6年4月9日（火）午後5時までとする。

期限後の質問は、一切受け付けない。

イ 質問方法

本書及び仕様書等に対して質問できる者は、上記「4応募資格」を満たしている者とし、質疑書（任意様式）を持参、FAX又は電子メールにより提出すること。口頭による質疑は受け付けない。

ウ 回答方法

質疑に対する回答は、令和6年4月11日（木）までに京都市情報館の入札・公募型プロポーザル情報内の産業観光局ページにおいて掲載する。

(5) 提出先及び問合せ先

京都市産業観光局地域企業イノベーション推進室（担当：大松、野沢）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

TEL：075-222-3329

FAX：075-222-3331

アドレス：chiikikigyo@city.kyoto.lg.jp

6 受託候補者の選定

応募者からの提案について、その内容を次の(2)に掲げる審査基準に基づいて採点し、順位を決定する。選定は非公開とし、選定の経過等に関する問合せには応じない。

なお、企画提案に係る説明を求める場合がある。その場合には、企画提案書提出事業者に別途通知する。

(1) 選定方法

次の(2)に掲げる審査基準について採点し、順位を決定する。

このうち項目評価点（１００点満点）合計点の平均点数が最も高い事業者を受託候補者として選定する。応募事業者が１事業者のみでも審査を実施するが、各委員の項目評価点の合計点が６０点を下回るときは、受託候補者として選定しない。

(2) 審査基準

ア 運営力（４５点）

- ・迅速性・的確性
- ・業務実施体制
- ・運営計画・手法の妥当性
- ・効果的な追加提案の有無

イ 企画・営業力及び実績（４５点）

- ・当該業務に対する意欲
- ・類似事業の実績
- ・本市の地域企業を取り巻く課題等についての理解

ウ 京都市公契約基本条例との関係（５点）

- ・本市区域内に本店又は主たる事務所を有するかどうか。
- ※該当する場合は５点

エ 見積額（５点）

- ・見積金額及び見積経費項目の妥当性

(3) 選定結果の通知

審査後速やかに受託候補者を決定し、結果については、応募者全員に通知する。

(4) 選定結果の公表

受託候補者の決定後、選定の結果、参加した事業者、評価点及び契約の相手方を選定した理由が分かる情報を京都市情報館へ公表する。

7 契約の締結

受託候補者と契約に関する協議を行い、契約を締結する。

万一、両者の協議が整わない場合、京都市は次順位の提案者と契約に関する協議を行う。

8 留意事項

- (1) 応募書類提出後の追加及び修正は一切認めない。
- (2) 応募書類の作成及び提出に係る費用は応募者の負担とする。
- (3) 提出物は応募者に返却しない。
- (4) 京都市は応募者に無断で提出物を本件以外に使用しない。
- (5) 京都市から提供した文章及び写真等を無断で第三者に提供すること及び他の目的に利用することを禁止する。